

平成27年度埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業制度について (全日制高校の場合)

- 県内在住で県内の私立高校へ通学する生徒の経済的負担を軽減するため、国の制度である就学支援金とともに、埼玉県独自の補助を行います。
- 手続は学校の案内に従い、学校に申請します。

① 授業料に対する補助

年収約500万円未満	375,000円(県内授業料平均額相当)
年収約609万円未満	250,000円(県内授業料平均額の約2/3)
年収約910万円未満	118,800円

② 入学金に対する補助

年収約609万円未満	100,000円
------------	----------

③ 施設費等その他納付金に対する補助

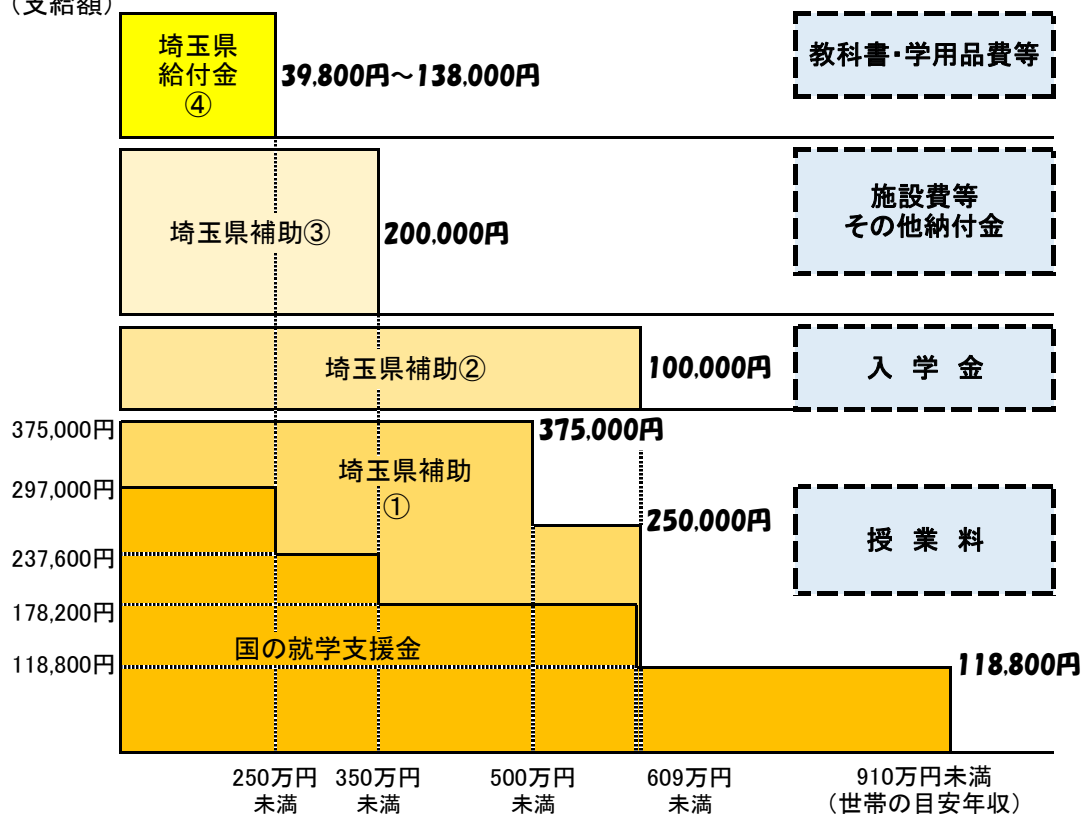
年収約350万円未満	200,000円(施設費等その他納付金平均額相当)
------------	---------------------------

④ 奨学のための給付金

年収約250万円未満	第1子	39,800円
	第2子以降	138,000円(23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合など)

※③・④は平成26年度以降の入学生に適用されます。

(支給額)



※目安年収はモデル世帯(夫婦片働き、子供2人。子供のうち1人が高校生)の場合

県内に在住し、県内の私立小中学校、私立高等学校(通信制)、私立特別支援学校、私立高等専修学校に通学する生徒・児童も父母負担補助制度の対象となる場合があります。

上記は私立高等学校(全日制)の制度内容であり、各学種ごとに対象要件や補助内容は異なります。対象校、要件、補助内容については学事課までお問い合わせください。

担当: 埼玉県総務部学事課高等学校担当 電話: 048-830-2725